

第35回・第3期第16回宝塚市協働のまちづくり促進委員会 議事録	
開催日時	平成31年2月25日（月）18：30～20：40
開催場所	宝塚市役所3階 特別会議室
次 第	1 開 会 2 議事録 協働のまちづくり促進委員会（第34回・第3期第15回）議事録 3 議 事 (1) 新たに制定する条例の内容等について ア 作業班からの報告 4 その他 (1) 今後の宝塚市協働のまちづくり促進委員会の開催日程について (2) 宝塚市協働の指針市民説明会及び宝塚市協働の指針職員研修会の結果報告 5 閉 会
出席委員	久会長、足立委員、飯室委員、成瀬委員、加藤委員、平石委員、石谷委員、古村委員、田中委員、中山委員、野田委員、檜垣委員、喜多委員、光村委員、福永委員
開催形態	公開（傍聴人1名）

1 開会

事務局から、本日の出席者は15名、欠席者は4名であること、宝塚市協働のまちづくり促進委員会規則第5条第2項に規定する過半数の出席要件を満たしているため、会議が成立していること、及び傍聴希望者は1名であることを報告した。

2 議事録

「協働のまちづくり促進委員会（第34回・第3期第15回）議事録」の内容が確認され、これを議事録とすることが承認された。

3 議事

(1) 新たに制定する条例の内容等について

【作業班からの報告】

「条文案」の内容（1/24の促進委員会において、「作業班で要検討」となった事項など）について意見交換を行った。

【条例の内容等】

上記「作業班からの報告」の後、議論が行われた。

ア 条文案の条項「目的」には、現状、宝塚市まちづくり基本条例第3条2項に記載のある市民の主体的なまちづくり活動を促進する旨が記載されているが、この

文言を引用するのではなく、宝塚市まちづくり基本条例第2条にある「それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること」という内容について目的に記載してはどうか。

- イ また、条項「市とまちづくり協議会・自治会・市民活動団体」には、「市は、自治会、まちづくり協議会及び市民活動団体等がまちづくりに資する団体と認めるときは、その活動の支援、又は活動に要する費用の助成その他の財政支援を行うことができる。」と記載があるが、この書き方であると単位自治会でかかる人件費も出す必要があると読み取れてしまい、当初の考え方と違ってくるのではないか。記載に工夫が必要ではないか。
- ウ 前回案では「まちづくり基本条例の基本理念に基づき」とあるが、今回案は「まちづくり基本条例に基づき」としている。「まちづくり基本条例」に基づきとしていることで条例全体を受けていると理解している。
- エ 今回案に「主権者である市民と市が、それぞれに果たすべき役割とその連携について定める」という文言を付け加えたらどうか。
- オ 同文言部分についても「まちづくり基本条例に基づき」との記載で押さえることができているのではないか。
- カ まちづくり基本条例には各主体の責任と役割をどのように分担、連携していくのかについて書かれていないため、新条例にこれらの点を書くべきではないか。新条例を「協働のまちづくり推進条例」とするのであれば、他市の同様の条例にはこれらの点が書かれている。
- キ まちづくり基本条例第3条2項の「市民の主体的なまちづくり活動を促す」の意味について、まちづくり基本条例逐条解説では、全体的な内容も書かれているが、「NPOやボランティア活動が活発に展開されている現状を踏まえ、こうした市民の主体的なまちづくり活動を促進し」と書かれている。新条例案では、まちづくり協議会の地域での役割や連携の点を重く書くということになっていると考えているので、その意味でも条項「目的」について、「役割や連携の仕方を定める」という内容を記載した方がよいのではないか。
- ク (会長) 議論を整理すると、条項「目的」に「まちづくり基本条例に基づき」との記載があることからまちづくり基本条例第2条の内容も含まれていると考えるのか、第2条の内容を文章の中で見えるようにすることでより強調すべきと考えるのかという点が一つある。また、もう一つは、まちづくり基本条例に書かれていることはまちづくり基本条例の記載で足りると考えるのか、まちづくり基本条例に書かれていることをもっと詳しく書く必要があると考えるのかという点。これらの点を整理しないといけないのではないか。
- ケ 第6次総合計画にまちづくり計画を盛り込むには、まちづくり基本条例だけでは不足しており、新条例でもっと明確に書く必要がある。まちづくり基本条例は触らないという前提にして、まちづくり協議会や自治会にも市から補助金などが出ているので、お金を出すための根拠を作ろうということで現在の議論の流

れになっていると理解している。新条例には、市民活動を位置付け、そこに支援をしていくのだということが書き込まれれば足りるのではないか。広げ過ぎると時間がかかってしまう。

コ 今回の条文案は、まちづくり協議会のことに限られて書かれているのではないか。このままだと他市の条例でいう地域自治条例に近いのではないか。草津市協働のまちづくり条例では、「目的」の中に「市民および市の役割を明らかにし」と書かれている。目的の次に「定義」や協働の「基本原則」の記載があり、その次に「各主体の役割」が記載されている。「各主体の役割」では、例えば基礎的コミュニティや市民活動団体の役割も記載されている。また、基礎的コミュニティへの参加促進や活性化についても記載がある。また、明石市協働のまちづくり推進条例では、「趣旨」にはそれぞれの役割についての記載はないが、第5条に「定める役割を果たし」と記載があり、6条から12条にわたって市民の役割、まちづくり協議会の役割、自治会の役割が記載されている。その記載の中に「地縁による団体は、その地縁の基礎となる区域のまちづくりを担う協働のまちづくり推進組織の運営及び活動に積極的に参画し、又は協力するよう努めるものとする。」という文言がある。これは、宝塚市で言うと、「自治会はまちづくり協議会の活動に参画して運営にも協力してください」という意味合いにとらえることができると思う。このような文言について新条例に記載してよいのではないかと考える。自治会加入率が低くなっている中で、市民も自治会に加入するよう努力するといった内容も書かれていてもいいのではないかと考える。今申し上げたように、自治会の役割やまちづくり協議会の連携、市民活動団体の役割や市との連携の文言を入れ込むことで、協働のまちづくりを促進するという趣旨により沿ったものになるのではないか。

サ (会長) 論点は2つ。各主体の役割をより明確に書き込もうという点。それと、市民、自治会、まちづくり協議会の関係性をもう少ししっかりと位置付けようという点。

シ まちづくり協議会の位置付けについて、担保があるものにしてほしい。現状の議論は話が膨らんでおり、中途半端になっている。今回の条例にすべてを記載することは難しいのではないか。

ス 宝塚市は、既に十数年間の活動実態があったうえで条例を作るため、現状の実態に合わせた形で定めるには、明石市のように書き込むことは難しい。また、これ以上広げていくと、第6次総合計画に間に合わなくなるのではないか。

セ (会長) 草津市や明石市の現状の認識も必要である。条文が書ききれぬかの背景も理解する必要がある。明石市は、自治会連合会がなくなり、まちづくり協議会連合会になっている。ここまで書きこめているのは、まちづくり協議会一本でいくということについて地域の自治会の方々が合意しているからである。また、小学校区コミュニティセンターを地域の拠点とするということを書きこめているのは、市も地域も合意しているから。そこまで議論が熟し切っていな

い宝塚市がどこまで書きこめるのかというところは、理想と現実のバランスを取る必要がある。明石市の場合は、合意が取れているところを数十年後に覆されたら困るということで条例に位置付けている。宝塚市では、今の条例案が書けるギリギリであるという理解もできる。

- ソ 各団体から要望が出るごとに条例を作っていくことはできないか。そうすると、今回の条例名も考える必要がある。条例名に「まちづくり」という名前を入れると要望が出るごとにこの条例に入ることになってしまう。
- タ (会長) まちづくり協議会をパートナーとして位置付けていこうということをもくろんでいて、中核となる構成員として自治会があるということであると、自治会とまちづくり協議会はかなりおもむきが違ってくる。市役所は自治会を支援していないわけではなく、まちづくり協議会を支援することで間接的に自治会も支援しているというストーリーが今のところのストーリーだと思うが、自治会が同等に位置付けられることによって、地域にとっても市との関係にとっても混乱を生まないか。ここをどう考えるかは非常にデリケートな問題ということを考えておかないといけない。
- チ 新条例の名前を協働のまちづくり推進条例という名前にするのであれば、市民活動団体について、「役割」と「市との連携」の記載を少し足していただけないか。
- ツ 条文案には、「市は財政支援を行うことができる」旨の記載がある。市が現在やっていることを押さえる意味がある。市民活動団体だけ軽く見られているとは読めないのではないか。
- テ (会長) 条文案には、まちづくり協議会の運営等をかなり規定している。これは、まちづくり協議会に対する規定が今まで法律の中でされていないということからやっていきましょうということである。一方で、NPOはNPO法で規定されているため、法律で任せてしまうという考えもある。NPOとしては条例でも規定されてしまうと窮屈となることもある。新条例の逐条解説の中でNPOにも支援をする旨をしっかりと書いてもらう方がひょっとしたらよいのではないか。
- ト NPOに支援はいらないと思っている。自分たちの努力の部分もある。あまり固めていただきたくはないと考える。
- ナ NPOの役割等については、NPO法で定められているということでそれでよい。明石市協働のまちづくり推進条例の「市長等の役割」の中に、「市長等は、市民が専門性、地域性等を生かすことのできる分野において、協働の機会の創出に努めるものとする」という文言がある。NPOでできることがもっとあり、市から任せてもらえていない部分もあるので、このような文言が入っていればよいと思う。「協働によるまちづくりの推進」の条文案に付け加えていただけないか。また、明石市協働のまちづくり推進条例では、市民活動への支援の仕方について4条にわたって記載されている。宝塚市まちづくり基本条例でぼんや

りと記載されているところについて、新条例でより詳しく記載される方がよいのではないかと。

- ニ 条例で固めるのもよいが、条例よりもガイドブックなどを作成し、市職員一人一人がそのガイドブックを持ち、必要な際に見てもらおうようにする方が、NPOにとってはより有効となると考える。
- ヌ 各団体も様々な考え方をしているため、どの団体にも合わせることができる形が必要。条例にはあまり詳しく書かず、逐条解説や要領などで押さえていく方がよい。条例で書いてしまうと制度を変えるごとに条例の変更が必要。
- ネ 例えば、ある小学校のPTA規約は40ページ前後である一方、中学校の規約は4ページ程度であった。しかし、中学校はこれでまわっていた。逃げ場がある方が息苦しくない。誰が見てもわかるように細かくきっちりするのがよいのか、骨組み部分を押さえてその他の部分はケースバイケースでやっていくのがよいのかというところはものすごく迷う部分ではある。明石市の条例はかなり成熟しているが、宝塚市はまだ過渡期であるため、この時期にどういう形で定めるかは人によって意見が分かれると思う。ただ、文言は簡素の方が受け入れてもらいやすいと考える。
- ノ 宝塚市ではNPOとの協働がまだしっかりできていない。宝塚市は個々のNPOを協働の相手としてしっかりと見ることができていない部分があると思う。日々のNPOの活動をどこかで分かっていたきたい。何かまた別の形でそのような機会をもらえたらと思う。
- ハ (会長) NPO等との契約のあり方などについて議論したいという話があったので、条例の議論が落ち着いた後、NPOの議論を復活させることによってかなり解消できるのではないかと。ちなみに、NPO法は、法人格を法律で位置付けることによって、契約関係等がきちんとまわっていくこと、任意団体ではないということをおさめるための法律と認識している。関係が築けているかということをおさめるために地域の中で検証していく必要があり、それは、市役所側の認識の問題とNPO側の姿勢の問題もある。これらを両輪にして議論をすることでかなりクリアになっていくのではないかと。次の議題として積み残させてもらえたらと思う。また、条文案の条項「市とまちづくり協議会・自治会・市民活動団体」の部分の逐条解説の中で、専門性の高い団体との協働について位置付けていくということをおさめさせてもらえたらと思う。
- ヒ 新条例の名前として「協働のまちづくり推進条例」としても成立するということは分かった。条項「目的」の記載についてのみ検討いただけたらと思う。
- フ 目的のところは私も気になる。条文案では、「まちづくり協議会」という文言がたくさん出てきているため、まちづくり協議会にフォーカスしていると考えられる。ただ、その中で自治会も市民活動団体も地域で重要な役割を担っているため、まちづくり協議会の中で市民活動団体がやっていただけていることについては認めていかなければならない。今後については連携してやっていかなければ

ればならないこともあると思う。

- ヘ 自治会は世間一般的に共通の概念がある。まちづくり協議会はきっちりした概念がないため、もうちょっとははっきりさせる必要がある。自治会は書かなくても理解されている。よって、条文案でまちづくり協議会の記載だけをわざと厚くしてあるということでもない。一方で、まちづくり協議会についてはっきり書き過ぎて活動が制約されないような配慮も必要。
- ホ 説明するためにも共通認識が必要。
- マ 自治会の方がえらいと言われたことがある。「まちづくり協議会はこのものだ」ということが浸透していかないと一生懸命やっても結びついていかない。
- ミ 条項「市とまちづくり協議会・自治会・市民活動団体」の条文案について「自治会、まちづくり協議会、市民活動団体」という順番で書かれているのはなぜか。条項の記載順に合わせた方がよいのではないか。
- ム (事務局) 定義の記載順と合わせる形で書いている。
- メ (会長) 内容を優先して修正等を行っているため、不整合になっている部分がある。作業班意見にもあったように、条文がある程度確定した後、他の発行物との整合性を取る中で順番や文言を整理してもらえたらと思う。
- モ 条項「目的」の記載について、「市民の主体的なまちづくり活動を推進するための基本的事項」という部分を「協働のまちづくりを推進するための基本的事項」としてはどうか。
- ヤ 条項「目的」の部分について、まちづくり基本条例は協働のまちづくりについて書かれているため、新条例の目的は、市民と市の協働のまちづくりを推進することではなく、基本原則や基本的事項を定めることではないのか。
- ユ (会長) 条例の書きぶりとしては、「～を定め、～をする」という書き方がオーソドックス。
- ヨ 明石市は違う形で記載している。
- ラ (事務局) 宝塚市の場合は、「～を定め、～をする」という順番である。
- リ まちづくり基本条例第3条2項のみを目的に引っ張ってくることに違和感がある。
- ル (会長) まちづくり基本条例第3条3項及び4項は同条2項に包含されるということで条項「目的」に2項のみの内容を取り出しているとも考えることもできる。あえて地域コミュニティなどを強調しないことによってNPO活動も含めたより広い意味の条文にしているという解釈であれば、2項のみの内容を目的に記載の方がすっきりしているのではないか。
- レ まちづくり基本条例の条文策定の議事録等でどのような議論がなされてどのような解釈がなされているかが分からないとはっきりしない。そこまでの時間をかけてまでする必要があるのであるのかという思いもある。
- ロ (会長) 今回案は非常にシンプルに整理できていると思う。内容の大半については皆さん同意をいただいていると思う。とりあえず、この案で検討を進めていただく。条項「目的」についてはもう少しもんでいただく。他の条文につい

てはこれである程度確定させていただけたらと思う。さらに、言葉の統一性等の修正についても条文が固定されないとできないので、一旦これで固定をして、他の出版物等との整合性を確認していただく。後は、議会や市民や地域団体に向けて説明する際、逐条解説があった方が説明しやすいので、市民活動団体の件についても逐条解説でどう受けているのかというところも確認しながら逐条解説をつめていく作業に作業班は取り掛かっていってほしい。

- ワ 「協働の機会の創出」の文言について入れていただくことはどうか。
- ヲ (会長) 他の委員から、条文に入れるよりもガイドラインなどでやっていただく方がよいのではないかという意見が出ていた。
- ン (会長) NPOはNPO法がある。一方で、町会(自治会)は、地方自治法に基づく地縁団体があるため、整理していく中で気にしてほしい。さらに、今、総務省で地方自治法の中にまちづくり協議会を位置付けようという動きがあるので、この場合、条例の内容についても修正をしていく必要が出てくる可能性がある。逐条解説を記載する段階においても、国の法令でどのように書かれているかを気にしてほしい。
- ア 日本全国の市のうち、まちづくり協議会がある市はどれくらいあるのか。
- イ (会長) 2割は越していると思われる。
- ウ 条項「基本原則」の欄に括弧書きが抜けている。
- エ (会長) 委員から意見が出ていたNPOとの協働のガイドラインや契約行為の話については、条例の議論が一段落した後、促進委員会で取り上げていけたらと思う。

4 その他

- (1) 事務局より、今後の宝塚市協働のまちづくり促進委員会の開催日程についてお知らせした。
- (2) 事務局より、宝塚市協働の指針市民説明会及び宝塚市協働の指針職員研修会の結果報告を行った。
- (3) 宝塚文化財ガイドソサエティより、「第22回春いっぱいガイドウォーク」についてお知らせした。

5 閉会

以上